

積立式定期預金規定（法人名義）

2025年1月1日現在

1.（預金の預け入れ等）

- (1) この預金の預け入れは、1回あたり1千円以上1円単位とし、毎月口座振替の方法により預け入れるものとします。
- (2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手、その他証券類により、1千円以上で当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合、必ず通帳を持参してください。

2.（証券類の受け入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。この場合の初回満期日までの「適用利率」、「中間利払利率」、「中途解約利率」および「一部支払い後の利率」は、受入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率をもとに決定します。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受け入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3.（口座振替による預け入れ）

- (1) 口座振替により預け入れる場合、振替日、振替金額、引落指定口座、引落方法等はあらかじめ提出された口座振替依頼書に記載された内容によるものとします。
- (2) 振替日、振替金額、引落指定口座等を変更するときならびにこの口座振替を中止するときは、あらかじめ当行本支店に対しその旨を届け出てください。

4.（預金の種類、期間、継続の方法等）

この預金の預け入れは、預金口座に対してあらかじめ指定を受けた型区分により、次のとおり取り扱います。

(1) 一般型

- ① 預け入れのつど個別に預入日から2年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」といいます。）または自由金利型定期預金としてお預りします。
- ② 継続の停止または解約の申し出がないかぎり、満期日に元利合計額をもって自動的に継続します。継続後の預金についても同様とします。
- ③ 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。

(2) 目標日指定型（満期日指定型）

- ① この預金は、口座開設時に指定された目標日以後に支払います。目標日はこの預金口座を開設した日から6か月目の応当日以降15年目の応当日までの範囲内で指定することができます。
- ② この預金の預入期限日は、目標日の3か月前の応当日とします。
- ③ 当初預入日から預入期限日までの期間において預け入れまたは継続のつど、次のとおり取り扱います。
 - イ. 預入日（または継続日）から目標日までの期間が2年3か月以上の場合は、期間2年のスーパー定期または自由金利型定期預金としてお預りします。
 - ロ. 預入日（または継続日）から目標日までの期間が2年超2年3か月未満の場合は、期間1年のスーパー定期または自由金利型定期預金としてお預りします。
 - ハ. 預入日（または継続日）から目標日までの期間が2年以下の場合は、スーパー定期または自由金利型定期預金としてお預りします。
- ④ 継続の停止または解約の申し出がないかぎり、満期日に元利合計額をもって自動的に継続します。継続後の預金についても同様とします。
- ⑤ 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。
- ⑥ 口座開設後に目標日の変更はできません。

5.（利息）

- (1) この預金の利息は、次の方法によって計算します。

① スーパー定期の場合

この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数および預入日現在におけるその期間に応じた当行所定のスーパー定期利率によって計算します。

② 自由金利型定期預金の場合

この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数および預入日現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金利率によって計算します。

- (2) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を第13条第1項により満期日前に解約する場合および同条第3項または第4項により解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金利率
 - ② 6か月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%
 - ③ 1年以上2年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とします。

6. (預金の自動受取)

- (1) 目標日指定型のこの預金は、目標日にあらかじめ指定された当行の本人名義の預金口座に、自動解約してその元利金を入金する方法で受け取ること（以下「自動受取」といいます。）ができます。この場合、払戻請求書およびこの通帳の提出は不要です
- (2) 前第1項の指定口座を変更する場合は、当行所定の方法により申し出てください。
- (3) 目標日に自動受取できなかった場合は、当行所定の手続により払い戻しをしてください。この場合の目標日以後の利息は、目標日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当行本支店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

8. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（当行が特に認めた場合には署名）を届け出の印鑑（当行が特に認めた場合には署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れをすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第13条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、当行の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 当行が定める一定期間動きがない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前記1項から4項までに定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

13. (預金の解約、一部支払)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を第6条によらず解約または一部支払するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）してこの通帳とともに当行本支店に提出してください。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が第10条第1項に違反したとき
 - ③ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届け出た事項について、偽りがあることが明らかになったとき
 - ④ 前条第1項から第4項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- (4) 前2項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (5) この預金は、払い戻しする預金を指定せず預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で、払戻請求することができます。この場合は、1口ごとの元金合計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日（または継続日）から解約日までの日数の少ないものから順次解約します。
- (6) この預金は、払い戻しする預金を指定して払戻請求することができます。
- (7) 前第3項から第6項により払い戻す預金が満期日前の場合、第5条第3項で定める期日前解約利率により利息を計算します。

14. (口座の閉鎖)

- (1) この預金を第6条に定める自動受取により、目標日に払戻金を受け取った場合、および目標日に預金残高がない場合には、目標日の属する月の翌月の当行所定の日にこの口座を自動閉鎖することとし、この口座は無効となります。この場合、払戻請求書およびこの通帳の提出は不要です。
- (2) この預金を第6条に定める自動受取により、目標日に払戻金を受け取れなかった場合、当行所定の手続により払い戻しおよび口座閉鎖をしてください。

15. (通知等)

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
- なお、預金者または第三者の当行に対する債務（保証債務を含む）を担保するために、この預金に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、この預金で担保される債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。
- また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限を加える定めについては適用せず、第1項により相殺することができるものとします。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上